

## わが国におけるウェルビーイング概念の 言説に関する一考察

A study on the discourse of the concept of well-being in Japan

笠 師 千 恵\*

KASASHI Chie

### I はじめに

近年、国家の成長戦略や政策における「ウェルビーイング (Well-being)」概念導入の潮流に伴い、この概念や実態に関する研究・調査、それを現代社会の中で具体的に追求し実現していかうとする動きが活発化している。また、ここ数年の新型コロナウイルス (COVID-19) による世界的なパンデミックはソーシャルディスタンディングをはじめとする、疫学的観点を優先した対応を余儀なくしたが、それは私たちの人と人とのかかわりのみならず、日常生活そのものや社会・経済活動、さらには生死 (看取り・弔い) のあり方を含む人々の人生に影響を与えた。「新しい生活様式」やリモートによる教育活動・労働・社会活動の推進に伴う、オンラインで人々がつながる環境の急速な拡大は、「生活 (教育・労働) とはなにか」、「豊かさとは何か」、「人としてどのように生きるか」という問いをもたらし契機にもなり、また、社会の分断や社会問題を浮き彫りにした。これらからもウェルビーイングはメゾ・マクロレベルの領域に限らずミクロレベルにおいてもあらためて検討されるべき概念になっているといえる。

ウェルビーイングは多様な分野で活用可能な概念であり、またそれが用いられる分野や文脈によって「豊かさ」、「幸せ」、「福祉」、「満足」などとして取り扱われるなど、多義的な性質をもつといえるが、近年のウェルビーイング研究では分野横断的な観点から、あるいは日本特有の価値や感性をふまえた「日本的ウェルビーイング」(安藤 2016, 釜屋 2018) の探求など、従来のウェルビーイング概念にとらわれない、またひとつの観点によらない、包括的な視点でこの概念をとらえ明らかにしていこうとする動向もみられる。また、AIをはじめとするテクノロジーを活用したウェルビーイングの実現をめざす取り組みも活発であり、いずれその技術は人々の日常生活の中に浸透していくものと思われる。このようなウェルビーイングの概念および実現の技術は対人援助実践においても融合的に、あるいは有効な活用を模索していくことになるのではないかと考えられる。

一方、わが国の社会福祉の分野においては、かねてより実践の目指すところとして、あるいは個々のクライアントの生活支援または地域支援において展開される実践そのものとして、ウェ

---

\*北翔大学短期大学部こども学科

ルビーイングはキータームであり、実際、ソーシャルワークにおいては定義を構成する用語のひとつでもある。しかし、その概念の具体的な意味づけや内実に関する研究は十分ではないとされる（中村 2004：106）。

そこで本稿では、社会福祉分野におけるウェルビーイング概念の内実について明らかにしていくこと、また、近年のウェルビーイング研究・技術との接続を模索していくことを念頭に、その予備的考察として、それぞれの「ウェルビーイング」がどのような文脈において言説を成立させてきたのかを確認することをめざす。

## II ウェルビーイングの現在地

「ウェルビーイング（Well-being）」という用語が初めて用いられたのは、1946年、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章においてである（これにより、1948年、世界保健機構（WHO）が設立された<sup>註1)</sup>）。世界保健憲章前文のなかで、ウェルビーイングは健康の定義において以下のように示された<sup>註2)</sup>。

“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること」（日本 WHO 協会訳。下線は筆者による）

その後、ウェルビーイングは主に3つの領域の中で追究されてきた。ひとつは「医学的ウェルビーイング」であり、心身の機能や健康保持、メンタルヘルスなどの分野におけるウェルビーイングの探求を行う。二つめは「快樂主義ウェルビーイング」であり、快・不快や気分のよさなどの主観的感情とそれに影響を与える要因等を測定し明らかにする領域である。三つめは「持続的ウェルビーイング」であり、心身の潜在能力を向上させたり、周囲との関係の中で得られる有用感や意義など、生活・人生における「いきいきとした」状態について検討する。「フロー理論」（自分がやりたくて何かをする、ひとつの行為に没入しているときに感じる深い喜び・幸せなどの感覚をもたらす仕組みを説明する理論）もこの領域に関係する知見である。

これまでウェルビーイングは、医学的もしくは快樂主義的な観点から捉えられることが多かったが、近年はウェルビーイングを持続的かつ包括的な観点でとらえようとする考えが主流であり、あるいはこれらの領域を組み合わせ、哲学や心理学、テクノロジーの分野等においても広く活発に議論されている（カルヴォ、ピーターズ 2014=2017：31-41、渡邊、チェン 2021：20）。

### Ⅲ ウェルビーイングの国際的動向と日本における動向

#### 1. ウェルビーイングの国際的動向

高野は、近年のブームともいえるウェルビーイング概念の活用・研究の流れは、第4代ブータン国王ジグミ・センゲ・ワンチュックが1979年に述べた「ブータンではGNPよりもGNH（Gross National Happiness：国民総幸福）が大事だ」<sup>注3)</sup>との「金言」がその源流であるとする。これは、当時、高い経済成長によって生活の豊かさを目指そうとする国際的潮流の中にあつて、金銭的・物質的豊かさだけでなく、伝統的な社会や文化、環境にも配慮し、国民一人ひとりの精神的豊かさ、つまり、人々のウェルビーイングを重視するGNHを指標とする国づくりを目指していくことを公言した有名な言葉であり、「グローバルスタンダードである経済指標GDPやGNPへの批判的視線」（高野 2022：6）を表明したのとして世界に驚きをもって受け止められた<sup>注4)</sup>。その後、GNHは経済成長を第一とすることの弊害が明らかになるにつれ、価値をもつものとして、また経済成長主義に代わる方向性のあり方として、取り上げられるようになっていく。特に2010年以降<sup>注5)</sup>、経済開発協力機構（OECD）による「より良い暮らしのイニシアチブ（Better Life Initiative）」（2011年開始、ウェルビーイングを目指した人々の暮らしを測定するBetter Life Indexの開発）や、国連における「公共政策を導くことを目的とした開発における幸福やウェルビーイング<sup>注6)</sup>の追求」の採択（2011年第65回国連総会「幸福」決議）、「幸福に関するハイレベル会合」（2012年ブータン王国の提唱により国連本部にて開催）、「世界幸福度報告（World Happiness Report）」（世界のウェルビーイングを測定する調査）の発行など、国際的な動向としてその動きを活発化させてきた。この動きは今日に至るまで継続されており、近年においても2015年に採択された「2030年を目標年次とする持続可能な開発目標（SDGs）」において、“Good health and well-being”が目標の一つとして設定されたほか、2019年のニュージーランドにおける「ウェルビーイング予算」の導入など、GNH、ウェルビーイングの追求は国際的な動向として定着している。

#### 2. 日本におけるウェルビーイングに関する動向

上記に述べたGNHの観点からウェルビーイングに着目するわが国での動きについて、鈴木は2010年12月に内閣府内に設置された「幸福度に関する研究会」を挙げ、その背景に世界各国で進む幸福度指数の作成の動向と、わが国においては所得の増加にも関わらず主観的幸福度が低いという課題への取り組みがあったとする。同研究会では翌年、幸福度指標の試案が報告され、その体系と基本的考え方が示されたが、この間に発生した東日本大震災によってフォローアップができなかったこと、その後の安倍晋三政権による「アベノミクス」がGDP成長路線を重視したことから、本会の提案の具現化は進展しなかった（鈴木 2022：14-15）。

その後、再び政府によるウェルビーイングの政策への取入れの動きとしては、2019年6月に

閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」が挙げられる。ここから「我が国の経済社会の構造を人々満足度（well-being）の観点から多面的に把握し、政策運営に活かしていく」ことを目的とした「満足度・生活の質に関する調査」が開始され、満足度と関係すると考えられる既存の客観指標を選定した「満足度・生活の質を表す指標群（Well-being ダッシュボード）」の構築が図られるなどした（NTT データ 2022：6－7）<sup>注7)</sup>。

そして「ウェルビーイング元年」（日本経済新聞電子版 2022）と呼ばれるのがこの2021年から2022年である<sup>注8)</sup>。自由民主党党内に「日本ウェルビーイング計画推進特命委員会」が設置されたのを皮切りに、国会内でもウェルビーイング重視の政策形成・予算編成に関する議論がなされ、2021年3月の「科学技術基本計画」、同年4月の「子供・若者育成支援推進大綱」などにおいてもウェルビーイングに関する方針や視点が明記され、またそれらを指標としたものをKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価）として設定するなど、具体的な実現にむけた政策形成・展開が図られた。それらは同年6月に公表された「骨太の方針」や、同月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」、そして「成長戦略実行計画」（内閣官房）においても、「国民がWell-beingを実感できる社会の実現」として、「成長戦略による成長と分配の好循環の拡大などを通じて、格差是正を図りつつ、一人ひとりの国民が結果的にWell-beingを実感できる社会の実現を目指す」など、基軸となる目標のひとつに掲げられたことで、その後の「Well-beingに関する関係省庁連絡会議」の設置、2022年度予算編成におけるウェルビーイング関連の取組・予算の拡充、デジタル田園都市構想における中心概念として据えられることとなった（鈴木 2022：16－18）。

### 3. 日本におけるウェルビーイングの研究動向の推移と「ウェルビーイング」の現在

このような国を挙げての取組みは当然、さまざまな分野においてウェルビーイングという観点への着目、あるいは導入の流れを生み出し、国内の研究動向にも影響をもたらす。また折しもこの時期に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）による世界的なパンデミックやそれに伴うソーシャルディスタンディングが人々の生活や労働のあり方を一変させたことで、ウェルビーイングは個々の人々の生活から教育、組織・企業経営などの集団活動、地域、国の政策に至るまであらゆるレベルにおいて実感を伴う関心事となっているといえるだろう。

例えば、情報・システム研究機構国立情報学研究所（Nii）が提供している、国立情報学研究所学術情報ナビゲーター（CiNii）を用いて、国内の大学図書館の所蔵文献（視聴覚資料を含む）を「ウェルビーイング」のワードで検索（「タイトル」に“ウェルビーイング”あるいはこれにいくつかのワードを加えて検索<sup>注9)</sup>）すると、1990年から1999年には9件、2000年から2009年では22件、2010年から2019年では38件と10年ごとに1.5倍程度の増加がみられるが、直近の2020年から2022年では、すでに3年間で2010年代を上回る55件が表示される（1990年以前は0件である）。あくまで大学図書館所蔵の文献等であるため、当然国内で発行されているすべての文献を網羅している訳ではないが、学術研究と教授をその主たる機能とする大学におい

て所蔵されている文献であるため、ここから大まかな研究動向について捉えることは可能であろう。

これらの動向についてさらに詳しく見ていくと、1990年代の文献はすべてが社会福祉分野の文献であり、9件中7件が「子ども」のウェルビーイングに関する文献である（その他2件は、高齢者のクオリティ・オブ・ライフとウェルビーイングをテーマとしたもの、および社会福祉入門書）。続く2000年から2009年は引き続き、「子ども」や「親」、「家族」のウェルビーイングを主題とするものが約半数を占めてはいるものの、それらを論じる学問分野として心理学や家族社会学の立場から執筆された文献も現れ始める。またその他の特徴として、数は多くないものの、「都市工学」や「建築」、「リハビリテーション」、「スポーツ」、「食」など、社会福祉学分野以外の学問領域における、ウェルビーイングに関する文献が登場する。この傾向は2010年以降拡大し、2010年代では、新たに「教育」や「経済」、「経営」、「組織」におけるウェルビーイングや「情報技術」、「宗教」、「マインドフルネス」、「幸福」をキーワードとした文献などが出現、対人援助の文脈によらない、メゾ・マクロレベルにおけるウェルビーイングなど、ウェルビーイングが導入される分野の広がり・多様化の様相が見える。そして、2020年から2022年、その傾向はさらに拡大し、新たに、「持続可能性」、「マネジメント」、「ビジネス」、「テクノロジー」、「情報」、「デジタル」、「ICT」など、近年の推進課題・社会問題とも結びつくワードとの関連がみられ、特に情報科学技術分野でのウェルビーイング追究の動向が確認できる。また、その他として、「コロナ」「COVID-19」との関連で論じているものも見受けられる。

このような変遷は例えば1990年代当初より追究されてきた「子ども」のウェルビーイングの内容の変化としてもみられ、1990年代では単に「子どものウェルビーイング」「子どもと親のウェルビーイング」であったものが、2000年代に入ると「児童虐待」や「家族」、「地域社会」など、子どもをめぐる、あるいは子どもを取り巻くトピックに焦点が絞られるようになり、さらに2010年以降「子育て」や「自尊感情」などを経たのち、2020年以降は「インターネット」、「デジタル環境」や「デジタルエイジ」、「パンデミック」などとの関連における子どものウェルビーイングを論じたものとなっている<sup>注10)</sup>。

なお、この動向はウェルビーイングを主題とする学術論文や科学研究費助成事業などのプロジェクトにおいても、上記の文献の推移に先行する形で同様の流れとなっており<sup>注11)</sup>、近年の国際・国内動向が反映されたものであると推測できるが、それぞれが具体的にどのようなウェルビーイングの内実を持つものであるのかは、稿を改めて検討する必要がある。

## IV 日本の社会福祉分野におけるウェルビーイングに関する言説

### 1. 社会福祉分野におけるウェルビーイング概念導入期の議論

上記で確認した通り、日本においては2000年代に入るまで、ウェルビーイングは主に社会福祉の分野、なかでも児童福祉の文脈の中で議論されてきた。具体的には1990年代からウェルビーイングへの言及がみられ始めるが、この契機として、1989年の第44回国連総会において採択さ

れた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が発端であるとされている（畠中 2000：112-114, 畠中・木村 2006：19）。しかし、木村（2006）は、1994年に日本においてこの条約を批准した際、原文の“*Well-Being*”を政府訳では「福祉」と訳したことが、国際的に子どものウェルビーイングが注目される中において、日本ではさほど議論が発展しなかった一因のひとつとなったとしている。また、日本の児童福祉分野におけるウェルビーイングに関する議論では、「ウェルビーイングが貧困時代の最低限保障としての『ウェルフェア（福祉）』から個人の人権尊重・自己実現の支援としての『ウェルビーイング（福祉）』への理念転換として取り扱われ」（木村 2006：19）、「ウェルフェアからウェルビーイングへ」（柏女 1994：42-48, 高橋 1994：156-159）というフレーズが登場する。当時、このフレーズとそのようなウェルビーイング概念の位置づけ・用い方をめぐっては、賛否両論が展開されていた。しかし、当時の議論の中でこのフレーズが多く登場したことは、他方でこれが社会福祉分野におけるウェルビーイングをめぐる主要な論点であるという印象をもたらしたことは否めないであろう。その後、この「ウェルフェアからウェルビーイングへ」をめぐる議論は、児童福祉分野や他の学問分野において一部、批判的な議論（畠中 2000：112-115, 畠中・木村 2006：19-20, 中村 2009）がみられるも、次第に既成事実として、あるいは一定の理解を示す考え方として用いる論調がみられるようになっていく（中村 2004：107, 125, 田坂他 2011：33-34）。例えば、2003年には日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会による報告、「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりへの提案」においてウェルビーイングは次のように示されている。本報告では、「ソーシャルワークとは社会福祉援助のことであり、人々が生活していくうえでの問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくことである。」とし、この「ウェルビーイング」について、「ウェルビーイングは個人の人権の尊重を前提に自己実現の促進を目的とした積極的でより権利性の強い意味合いを含んだものとして理解されている」と説明、続けて「ウェルフェアは、その前史として、貧困対策としての救貧的、慈恵的イメージを伴ってきた」（日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会 2003：i, 8）と明記している（下線は筆者による）。

なお、現在のウェルビーイングをめぐる議論の中においては、「近年の福祉理念は、社会的弱者を救うという福祉（ウェルフェア）から、自律的な活動や自己表現をとおしての福祉（ウェルビーイング）へ変化しているといわれて」おり、これは「福祉の対象を保護者救済の対象と考えるのではなく、一人の人間としてその充足や自律性を積極的に尊重しようという考えに変わってきたということである」と紹介されている（渡辺・チェン 2020：29）。

ここまでどのどのような過程があったのかについては明らかにする必要があるが、上記の経過を見る限り、社会福祉分野におけるウェルビーイングは目的や理念的な取り扱いにとどまり、その内実を深める方向には向かわなかったと考えられる。次節では再び導入時に戻り、当時の議論においてどのような言説が展開されていたのか、3つの主張を取り上げ確認していく。

## 2. ウェルビーイングの位置づけに関する3つの主張

### (1) ウェルビーイングの達成を人権擁護・自己実現とする立場

この立場に明確に立つ論者としては、柏女（1994）、高橋（1994）が挙げられる。柏女（1994）は、かねてより、自身が当時の児童家庭福祉の今後の方向性について、「こどもが健やかに生まれ育つための環境づくり」に向けた『子どもを含む家族構成員すべての自己実現と権利の保障』を視野に入れた『自己実現型』児童福祉再構築』を提唱してきた（柏女 1991：46-48）とし、後にこれを『子ども・子育て福祉』（ウェルビーイング）」であると述べている（柏女 1994：42）。また、児童の権利に関する条約の批准や国際家族年の動向を受けた児童福祉施策の再構築においては、「子どもを含めた家族一人ひとりの自己実現と権利保障、すなわちウェルビーイングを達成することを何より重要視していかねばならない」と強調している（柏女 1994：48）。

一方、カナダのトロント大学に拠点を置き、主にトロントの児童家庭サービスについて研究、1980年代からウェルビーイングについて言及してきた高橋（1994）も、著書『ウェルフェアからウェルビーイングへ』の中で、児童の権利に関する条約の前文を参照しつつ、その解釈として、「well-beingは、人権思想をふまえ個人の尊重、自己実現を意味する」こと、「まさに、児童の権利に関する条約の前文に登場する well-beingは、すべての児童を対象に、一人ひとりの児童の権利が尊重され、自己実現が社会的にサポートされるべきであることを示していよう」としている（高橋 1994：155）。

但し、1980年代当時は、（自身が関わる著書の中でも、ウェルビーイングに対する）「人権的な視点からの解説は皆無」であったとし、「集団を優先する文化の日本」においてウェルビーイングを適切に表す日本語がない中、無理に漢字に訳す努力をするのではなく、もう一度、児童のウェルビーイングの増進を中心理念とする制度改革について議論を活性化することを主張する。高橋のこのような主張の背景には、『『ヒューマンサービス』、『コミュニティサービス』、『ソーシャルサービス』、『パーソナルサービス』という新たなことばが使用されている』先進諸国に比して、『『福祉サービス』ということばをもっぱら使用している日本では、そのことばの背景に、英国の救貧法で導入された劣等処遇の原則（less eligibility）がまだ脈々と流れ続けているのではという危惧』があることを述べている（高橋 1994：157-158）。

この2名に共通することは、児童の権利に関する条約においてウェルビーイングの概念がクローズアップされる以前から、福祉実践や制度・政策設計における個人の自己実現や権利保障への関心や危惧の念、あるいは当時の日本の福祉施策や実践の現状に対する強い問題意識があり、その解決のための理念、制度政策設計の方針としてウェルビーイング概念を用いていることであろう。

なお、中村（2009）は、1980年代後半から出現した「児童福祉」という概念を見直す動きと共に、新たな概念として登場した「こども家庭福祉」概念と、「児童福祉」が見直されるべきであるという見解が既成事実化していく過程について、詳細な批判的検討を加え議論している

が、「児童福祉」の理念に「ウェルフェア」を、「こども家庭福祉」の理念に「ウェルビーイング」を設定して論じる、柏女や高橋らによる言説が、伝統的な「児童福祉」および「児童福祉法」の理解についてミスリードをもたらす可能性を示唆している（中村 2009：74-83）。

## (2) ウェルビーイングを「健幸」とする立場

網野（2002）は、厚生省児童家庭局、児童福祉専門官として政策主体としても児童福祉に関わってきた経歴をもつが、自身の追求する「児童福祉学」とは「<子ども主体>への科学的アプローチを一つの軸」とした、学際的アプローチ、あるいは「学際的人間科学としてのアプローチ」というスタンスに基づいていると述べる。つまりそれは、関連する必要な複数の諸学問・科学をも包含してアプローチするというスタンスであり、ウェルビーイングの言説においてもそのスタンスに立ち、ウェルビーイングを理解し、またウェルフェアとの相違を見出すうえで、それらの原義に立ち返るところから始める。

網野は、“welfare”とは、“well”と“fare”の合成語であり、“faring well”，つまり「うまくいっている状態」という意味がその原義であったとする。この「うまくいっている状態」は、積極的には幸福、安寧、福利、繁栄につながるものとしての意味を持っていたが、“welfare”は慈善・博愛事業から社会事業へ、その後国家としての救済・保護事業への拡大という歴史の中で、20世紀以降は“social welfare（社会福祉）”，“welfare state（福祉国家）”という用語として定着することとなった。そのため、“welfare”は、人々の間に問題が発生してから機能する「保護・扶助としての福祉」となったのだと解釈する。

一方、“well-being”も、“well”と“being”の合成語であり、これもまた「うまくいっている状態」を意味するとしている。しかし、“well-being”は、“welfare”とは異なり、「保護・扶助以上に」積極的に機能する福祉であり、「保護・扶助としての福祉（welfare）」（括弧は筆者による）をも包含する積極的展開を含意するものであるとする（網野 2002：30-35）。

そのうえで、ウェルビーイングとしての福祉は「健康であること、幸福であること、充実していることを意味」しており、『『健幸』としての福祉（well-being）』であるとする。それは「各個人の主体性、自己実現を可能とする健康性・充足性それが達せられることによる幸福性・安寧性が機能している状態」であり、日本国憲法第25条第1項の捉え方の違いを例にして説明する。「保護・扶助としての福祉」つまり、ウェルフェアとしての福祉のもとでは憲法第25条第1項は「健康で文化的な最低限度の生活」に着目するが、「積極的展開を含意する」ウェルビーイングとしての福祉のもとでは、「より健康で文化的な生活」に着目し求めていくものとする（網野 2002：31）（強調は筆者による）。なお、網野はウェルフェアとしての福祉も児童福祉分野においては必要かつ重要な役割、機能を果たす支援であるとする。しかし、今後はより積極的に子どもの「健幸」を求めていく、ウェルビーイングとしての福祉の実現を目指すべきとする立場に立っており、そのなかに引き続きウェルフェアとしての福祉も含めつつ、健幸（ウェルビーイング）としての福祉の推進を描いている。



網野はこのような自身のスタンスについて、「子どもの発達と福祉に深くかかわってくるなかで、『学』でもなく、時には『論』でもなく、単に『主観論』ないしは『解説』に終わること、真にこの貴重な児童福祉の実践と理論は、有効に結びつくのであろうかという懸念」をもつようになり、学問的発展および今日そして将来に抱える児童福祉の課題に対応できる、「貢献できる科学としての児童福祉の一つの方向性を示したい」という動機をその背景として述べている（網野 2002： i - iii, 30-35）。

以上、網野の立場について概観してきたが、網野自身、その著書の中で高橋重宏との相違に言及しており（網野 2002： 34）、ウェルビーイングを権利の尊重・自己実現の意味で用いるのではなく、自身はウェルビーイングを「各個人の主体性、自己実現を可能とする健康性・充足性」が充足されたうえで、「幸福感・安寧性が機能している状態」を意味する「健幸」ということばを用いる、とその捉え方の違いを明確にしている。このことは、そこにおける実践においても、権利の尊重や自己実現を目指すのではなく、あくまで「健幸」の状態を達成するための「健康性・充足性」の充足をより積極的に目指すという、内実を追求する姿勢を示しているといえる。そして、ウェルフェアとウェルビーイングを対立させず、むしろウェルフェアの存在意義も認めたとうえで、ウェルビーイングはウェルフェアをも包含する積極性をもった概念として捉えている点で、柏女・高橋とは異なる立場であるといえる<sup>注12)</sup>。

### (3) ウェルビーイングを児童福祉施策における理念の「進化」とする立場

畠中と木村（畠中 2000, 畠中・木村 2006）は家族社会学分野の研究者であり、当時、国際的にもあまり多くの研究はなされていなかった、子どものウェルビーイング概念の指標化をテーマに、家族要因との関連から実証的に調査・研究してきた。また、畠中は子どもと家族をめぐる問題を、社会の「富裕化」に随伴して生じた家族機能の外部化による家族機能水準の脆弱化や、「私事化」に起因するものと主張してきた（畠中 2005： 10）。この関連において、児童福祉分野におけるウェルビーイングをめぐる議論、あるいは子どもの支援におけるウェルビーイング概念の位置づけがもたらす影響について、社会福祉分野の研究者の見解を参照しつつ積極的の見解を述べており、これを第3の立場としてその言説を概観する。

畠中（2000）は、1989年国連子どもの権利に関する条約や、1994年国連国際家族年においてキーワードとなった「ウェルビーイング」について、日本における児童福祉法の一部改正（1997年）における、「理念転換のキーワード」として重視されたとしている。この理念転換とはまさに「ウェルフェアからウェルビーイングへ」のことを指しており、高橋（1994）の主張を引用した上で、「理念の転換」としてウェルフェアとウェルビーイングをワンフレーズに表記して議論することに慎重さを求める。ワンフレーズとして表記することによって、転換される側のウェルフェアを否定し、転換をめざす側のウェルビーイングを肯定するという含意をもつ恐れがあるからである。そして、本来、『「ウェルビーイング」への理念の転換は、必ずしも『ウェルフェア』という従来の理念を否定することにはならない』ものだったのではないかと指摘す

る（畠中 2000, 112-114）。

そのうえで畠中は、理論物理学において用いられる「理論の進化」での考え方について触れ<sup>注13)</sup>、「ウェルビーイング」への理念の転換は「ウェルフェア」の否定ではなく、『『ウェルフェア』を含み、かつ自由権の拡大過程の帰結を象徴』する、理念の「進化」であるとの認識を示す。しかし、このことは人々のニーズの拡大を意味し、それはコストの拡大＝社会的費用の肥大化へとつながるため、結局は自己実現と社会的費用のバランスの再調整を求められる課題に付きまといわれることになるであろうとする（畠中 2000：114-116）。

他方、畠中・木村（2006）は、日本の児童福祉分野におけるウェルビーイングに関する議論が、「理念転換としてのウェルビーイング」として取り扱われた後に、児童福祉法の一部改正においてウェルビーイングが明文化された経緯から、児童福祉分野での「子どものウェルビーイング」には「大人が子どもを援護することが『子どものウェルビーイング』を向上させるという仮説」が内包され、大人が子どもを援護し環境を整えることと、「子どものウェルビーイング」が同義語として使われていると指摘する。そしてその結果、何によってウェルビーイングが達成されているかを評価する際に、そこにいる生活者本人の意識面ではなく、置かれている環境状態の評価にその視点や力点が置かれてしまうこと、またそれは、権利の保障を侵害する恐れがあるリスク要因を取り除くことが、「ウェルビーイング」の到達目標になるという帰結を生み、結局、理念上は「ウェルビーイング」を掲げながらも現実の制度上では「ウェルフェア」的な性格を多分に残すことになったと分析している（畠中・木村 2006：19-20）。

## V 考 察

以上、3つの立場から当時の社会福祉分野におけるウェルビーイングの位置づけをめぐる議論について概観した。第3の立場である、畠中・木村の立場は、前二者の立場とは異なり、社会福祉分野において繰り広げられた、「ウェルビーイング」をめぐるその位置づけの議論を「外側」から分析し、その是非や帰結について距離をとって指摘できる立ち位置からの見解であり、示唆に富むものであるといえるが、これは彼らがウェルビーイングの追究にあたり、「生活者本人の意識面」を重視していたからこそ示された見解であるともいえる。

今回概観した3つの立場からの言説は、「当時」という一時期の議論のみを取り上げたものであり、その前段やのちの議論、その後の変遷について網羅したものではないため、本稿においてそれぞれの立場について評価することは控えるが、今一度、これに照らして現在の社会福祉分野におけるウェルビーイングの実現の状況を検証し、改めて社会福祉分野、あるいはソーシャルワークにおけるウェルビーイングとは何か、ウェルビーイングをどのような位置づけのもとに追究していくのかを検討する必要があるのではないかと考える。

また、近年のウェルビーイングをめぐる議論の背景には、金銭的・物質的豊かさに代わる豊かさの追求、あるいは、経済成長主義の弊害や限界に際しそれに代わる方向性としてのGNHおよびウェルビーイングの追求という流れがみられるが、それは当時の「ウェルフェアからウェ

ルビーイングへ」にも重なって見える。ウェルビーイングに関する議論において重要なことは、これらの二項対立関係のなかで、あるいは前者を否定することで意義が成立するようなウェルビーイング概念あるいはその追求にならないよう留意することであろう。

「ウェルビーイング」という概念がこれからどのようにその時々時代の時代性や人々の思惑を取り込み展開していくのか、また社会福祉分野においてそれを目指していくことがどのようなことを意味するのかについては今後の課題としたい。

## 注

- 注1) 「世界保健機関（WHO）憲章」が日本において受諾ののち公布されたのは、1951年6月26日である（条約第1号）
- 注2) 世界保健機関憲章前文ではこの健康の定義に続き、「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」であると謳っている（世界保健機関憲章前文、日本WHO協会仮訳）
- 注3) 真崎（2018）の論考では、第4代ブータン王国国王ジグメ・センゲ・ワンチュックは「私たちにとって、国民総生産は関心ごとではない。より大切なのは国民総幸福である」と述べたとしている。これは、ハバナで開かれた非同盟諸国首脳会議出席後の帰途、ボンベイの空港において、インド人記者団との会見で「われわれは隣国に住んでいますが、陛下の国のことは何も知りません。国民総生産はどれくらいですか」と聞かれ、とっさに答えたものであるとの紹介がされている（真崎 2018：177）
- 注4) このような見解には反論もある。真崎（2018）はブータン王国国王のこの発言は当時の高い経済成長を目指す潮流に反して大々的に宣言されたものではないとの見解を、同国の国家開発計画内容の変遷から論じている。GNHは当時の国王のビジョンではあったものの、当時の国家開発計画は「成長を通じた安全保障」に力点が置かれており、発言は、インドと中国の両「大国」にはさまれた「小国」として、独立国家として存続できる否かという危惧の念がもたらしたものであると推測している。ブータンにおけるGNHは、むしろ、その後の「世界各地の為政者どうして共有されていた言説を通して吟味され、開発計画におけるそのあり方や位置付けが徐々に練り上げられたもの」（真崎 2018：182）であり、GNHをめぐる歴史的経緯、GNH主流化の来歴は隣国との関係史や地域を越えた世界動向との関係のなかで捉えられるべきであるとする。そして、その点で安易なブータン王国およびGNH称賛の風潮を批判している。
- 注5) 2010年以降の動向に影響を与えたものとして、「『幸福度』を観点とした経済、政治、社会の見直しの機運として世界に影響を与えた」2008年9月のブータン王国ティンレイ首相による国連演説（日本経済新聞電子版、2015）や、2009年に開催された「経済成果と社会進歩の計測に関する委員会」による提言（GDPで社会の成長をはかることの限界

の認識の必要性や人々の生活の質（QOL）に着目した主観と客観の両側面からウェルビーイングをとらえる指標の設定，限られた資源の活用や人口・食糧問題などを念頭に置いた「持続可能性」の視点などが挙げられる。

注6) 国際連合広報センターによって掲載されている「総会決議65/309『幸福：開発の全体的アプローチに向けて』」（日本語訳）では，原文の“well-being”は「福利厚生」と訳されている。

注7) この間の動向としては，2017年には「経済財政運営と改革の基本方針2017」において，「従来の経済統計を補完し，人々の幸福感・効用など，社会のゆたかさや生活の質（QOL）を表す指標群（ダッシュボード）の作成に向け検討を行い，政策立案への活用を目指す」ことが示されたこと，また，2018年から2020年にかけて自民党内に設置された「日本 Well-being 計画推進プロジェクトチーム」による第一次から第3次提言，「経済財政運営と改革の基本方針2018」における満足度・生活の質といった質的・主観的尺度の活用および指標群の構築を目的とした生活満足度に関する1万人を対象としたWEB調査の実施などがある。

注8) 「ウェルビーイング元年」という用語は，2022年1月5日付日本経済新聞電子版にてリリースされた浦田春河による記事が最初とされている。同記事では「今年を（2022年）をウェルビーイング元年に」との表題から，ウェルビーイング元年を2022年と考えることが分かるが（日本経済新聞 2022），例えば，鈴木は「2021年は，ウェルビーイング元年ともいふべき年となった」（鈴木 2022：16），あるいは，「ウェルビーイング変革元年」（丹下 2021）などとしても記されており，元年が何年を指すのかの見解は統一されていない。

注9) 国立情報学研究所学術情報ナビゲーター（CiNii）内に搭載されている，CiNii Books および CiNii Research を用いて検索した。CiNii Books の「タイトル」検索ボックスを用いた検索では，「書名，別名，タイトル読み，シリーズ名，内容著作などを対象」として検索結果が表示される（「CiNii Books-マニュアル-キーワードによる図書・雑誌検索方法」より）。CiNii Research では，タイトルに入力した用語に合致するタイトルをもつ図書・雑誌（論文）を検索する。

注10) 例えば，『デジタル環境の子どもたち：インターネットのウェルビーイングに向けて』では，「子どもたちの安全なインターネット利用環境に向けた法的・政策的対応についての指針」を示すことを目的としている。

注11) ウェルビーイングに関する論文，博士論文，プロジェクトの論文数やその主題の変遷を見ていくと，1988年から1999年では論文13件，博士論文1件であるが，2000年から2009年には論文131件，博士論文4件，プロジェクト7件となり，2010年から2019年は論文347件，博士論文18件，プロジェクト43件，2020年度から2022年度ではすでに論文205件，博士論文11件，プロジェクト29件となっている。

注12) 本稿本文において用いた網野の見解は、2002年当時のものを参考にした。網野(2007)はその後、児童福祉分野におけるウェルフェアとウェルビーイングの関係について、わが国の児童福祉法および児童憲章の含意の観点から見解を述べている(網野 2007: 20-21)。

注13) 畠中によると、理論物理学の分野における「理論の進化」とは、新たな理論は過去の理論の誤りを証明するためのものではなく、より広い物理現象を説明する原理として理解される。そのため、一連の理論の蓄積は過去の理論の否定としての蓄積ではなく「理論の進化」としての蓄積であるという考えに基づくものであることを紹介している(畠中 2000: 114)。

## 引用・参考文献

- 網野武博(2002)『児童福祉学<子ども主体>への学際的アプローチ』中央法規
- 安藤英由樹(2016)「日本的 Wellbeing を促進する情報技術のためのガイドライン策定と普及」HITE 国立研究開発法人科学技術振興機構  
<https://www.jst.go.jp/ristex/hite/community/project000081.html>  
 (2023/01/20アクセス)
- Calvo, R. A., Peters,. (2014) *Positive Computing: technology for wellbeing and human potential*. Massachusetts Institute of Technology (=2017. 渡辺淳司・ドミニク・チェン訳『ウェルビーイングの設計論—人がよりよく生きるための情報技術』BNN デジタル庁「デジタル田園都市構想とは」  
[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_garden\\_city\\_nation/](https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/) (2023/01/20アクセス)
- 外務省「JAPAN SDGs Action Platform」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>  
 (2023/01/20アクセス)
- 外務省「世界保健機関(WHO) 概要」「世界保健機関憲章(全文)」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/who/who.html> (2023/01/20アクセス)
- 畠中宗一(2000)『子ども家族支援の社会学』世界思想社, 112-116
- 畠中宗一・木村直子(2006)『子どものウェルビーイングと家族』世界思想社, 19-20
- 釜屋憲彦(2018)「ウェルビーイングを日本視点で考える。ドミニク・チェン, 石川善樹らの参加する研究会レポート」Bound Baw 大阪芸術大学  
<http://boundbaw.com/world-topics/articles/61> (2023/01/06アクセス)
- 柏女霊峰(1991)「児童家庭福祉の新たな展開」『社会福祉研究』52鉄道弘済会, 39-48
- 柏女霊峰(1994)「児童福祉施策の再構築—児童福祉から子ども・子育て福祉(ウェルビーイング)へ」『社会福祉研究』61鉄道弘済会, 42-48
- 経済開発協力機構(OECD) 編著(2022=2022齋藤長行, 新垣円訳)『デジタル環境の子ども

たち：インターネットのウェルビーイングに向けて』明石書店

木村直子（2005）『『子どものウェルビーイング』とは』『現代のエスプリ』453至文堂，31-39

「国際連合広報センター「通常会期（第65回）」「総会 A/RES/65/309」

[https://www.unic.or.jp/files/a\\_res\\_65\\_309.pdf](https://www.unic.or.jp/files/a_res_65_309.pdf)（2023/01/20アクセス）

公益社団法人日本WHO協会「WHOとは」

<https://japan-who.or.jp/about/>（2023/01/20アクセス）

公益社団法人日本WHO協会「世界保健機関（WHO）憲章とは」

<https://japan-who.or.jp/about/who-what/charter/>（2023/01/20アクセス）

真崎克彦（2018）「ブータン王国の国民総幸福（GNH）の歴史的考察－開発計画の来歴の検証

を通して－」2017年度アジア研究報告書，公益財団法人JFE21世紀財団，175-195

内閣府「幸福度に関する研究会」

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/koufukudo.html>（2023/01/20アクセス）

内閣府「満足度・生活の質に関する調査」

<https://www5.cao.go.jp/keizai2/wellbeing/index.html>（2023/1/20アクセス）

内閣官房HP「成長戦略会議」

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/index.html>（2023/01/20アクセス）

中村俊也（2000）「福祉（well-being）概念における『自己決定の尊重』理念の検討」

『社会関係研究』7（1）熊本学園大学，55-79

中村俊也（2004）「ウェルビーイング実現へのアクセスとしてのソーシャルワーク実践：ソー

シャルワーカーに人権と社会正義はいかなる指針を示すのか」『社会関係研究』10（1）熊

本学園大学，105-129

中村強士（2009）『『子ども家庭福祉』概念の検討』『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科

篇』37，71-88

日本学術会議第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会（2003）「ソーシャルワークが展開で

きる社会システムづくりへの提案」社会福祉・社会保障研究連絡委員会報告

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/18pdf/1821.pdf>（2023/01/20アクセス）

日本経済新聞電子版（2015）「幸福の国ブータン 揺れる幸せの定義」

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO87199540T20C15A5000000/>

（2023/01/20アクセス）

日本経済新聞電子版（2022）「今年をウェルビーイング元年に」

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB2169R0R21C21A2000000/>

（2023/01/20アクセス）

NTT データ（2022）「ウェルビーイングとテクノロジー」株式会社NTT データ

<https://www.nttdata.com/jp/ja/-/media/nttdatajapan/files/services/ai/well-being-and-technology.pdf>（2023/01/20アクセス）

- 佐々木正美・大日向雅美・網野武博（1991）「鼎談21世紀の子どもと家庭 真のウェルビーイングを求めて」『月間福祉』76（14）全国社会福祉協議会，18-39
- 鈴木寛（2022）「ウェルビーイングの国内動向」Well-being Report Japan2022 ウェルビーイング学会，12-19
- 高橋重宏（1994）『ウェルフェアからウェルビーイングへ 子どもと親のウェルビーイングの促進：カナダの取り組みに学ぶ』川島書店
- 高野翔（2022）「国際社会におけるウェルビーイングの歴史的変遷」Well-being Report Japan2022 ウェルビーイング学会，6-8
- 丹下博史（2021）「時評2021年を『Well-being 変革元年』に！」第一生命経済研レポート 第一生命経済研究所 <https://www.dlri.co.jp/report/dlri/174303.html>（2023/01/20アクセス）
- 田坂さつき・生田目昭彦・水谷光（2011）「重度重複障害者の『ウェルビーイング』と技術 -社会福祉法人訪問の家『朋』の実践をめぐる考察-」『国立民族学博物館調査報告』102, 31-58
- 渡邊淳司・ドミニク・チェン（2021）『わたしたちのウェルビーイングをつくりあうために -その思想，実践，技術』BNN
- 全国子ども家庭福祉会議実行委員会編（2007）『日本の子ども家庭福祉 児童福祉法制定60年の歩み』明石書店

